１．「平成２４年７月九州北部豪雨」に係る災害復旧に関する緊急要望

「平成２４年７月九州北部豪雨」による本市の被災状況

平成２４年８月１７日現在

① 家屋被害状況【二次確定】

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
合計	８６棟	１３６棟	３３１棟	４９３棟
北区	８４棟	１３１棟	１８６棟	３７５棟
中央区	２棟	４棟	１０６棟	７４棟
東区		１棟	３８棟	４４棟
西区			１棟	

② その他の被害状況

ア 河川

法面崩壊：１３河川、３９箇所 （被害額 51,510 千円）

九品寺排水機場の制御盤の故障 （被害額 28,000 千円）

イ 橋梁

橋梁決壊：県道１箇所、市道１箇所 （被害額 47,300 千円）

※吉原橋（一般県道託麻北部線）、舟島橋（市道）

ウ 道路

路肩崩壊：県道３箇所、市道１９箇所 （被害額 29,870 千円）

法面崩壊：県道１１箇所、市道１３箇所 （被害額 42,839 千円）

エ 道路及び宅地の土砂堆積

龍田陳内４丁目地区外 （被害額 185,917 千円）

オ 公園

土砂堆積など：１５公園 （被害額 32,257 千円）

カ 公立学校施設

グランド浸水：小学校２校、中学校１校 （被害額 19,906 千円）

キ 農業関係

農作物等被害 （被害額 167,965 千円）

農地、農業用水路、農道等被害 （被害額 1,248,560 千円）

ク 商工業関係

商工業関係被害 （被害額 606,000 千円）

③ 避難所の状況

ア 避難所 ：１箇所（亀の井ホテル） ７世帯、１４名

イ 福祉避難所：３箇所（つる乃湯、亀の井ホテル、明都会館） １９世帯、５０名

熊本土木事務所総合管内図

九州北部豪雨における熊本市の被災状況

平成24年8月17日現在

合志川

農地の被災状況（植木地域）

農道の損壊状況（植木地域）

橋梁の損壊状況（舟島橋）

家屋被害（植木町米塚・植木温泉）
全壊2棟・半壊18棟・床上12棟・床下4棟

植木温泉の被災状況

農地の被災状況（供合地区）

家屋被害（龍田町弓削）
全壊4棟・半壊13棟・床上26棟・床下158棟

家屋被害（黒髪2～7丁目）
半壊3棟・床上32棟・床下25棟

家屋被害（渡鹿5・6丁目）
全壊2棟・床上31棟・床下21棟

市役所

白川

橋梁の損壊状況
（吉原橋上空から）

橋梁の損壊状況（吉原橋）

リバーサイドニュータウン(上空から)

家屋被害
（龍田1丁目）
全壊8棟
半壊46棟
床上94棟
床下164棟

家屋被害（龍田陳内4丁目）
全壊70棟・半壊42棟
床上25棟・床下10棟

リバーサイドニュータウン内の状況

【総務省　自治財政局】

（１）災害復旧に係る財政支援（特別交付税の重点配分）

○　本市において、早期の復旧・復興に向け、救助活動や応急復旧について予備費や補正予算等により対応する予定であるが、特別交付税の重点配分について、特段の配慮をお願いしたい。

【橋梁の復旧】

【農道の復旧】

【被災事業者（植木温泉）の再建支援】

（２）総合治水対策の推進

①　白川改修事業の着実な推進について

○　７月１２日の大雨により、国で重点的に整備されている「白川緊急対策特定区間」内の代継橋において、昭和３１年の観測開始以降、最大の水位（6.32m）を記録したところである。同橋上流右岸では土のう積みにより中心市街地への浸水を防止した状況であり、整備促進を計画的かつ強力に図られること。

②　白川改修未着手区間の新規事業化について

○　浸水被害が甚大であった竜神橋から弓削橋までの区間(直轄区間約 1.5km 県管理区間約 9.9km)については、流下能力の確保が必要であり、国と県で協議のうえ、早急に河川改修に着手すること。

③　立野ダム建設事業の促進について

○　「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中間とりまとめに基づく個別ダムの検証については、一日でも早い対応と併せ、立野ダム事業の継続と本体工事の早期着手に向けた事業促進を図られること。

④　菊池川改修事業の着実な推進について

○　菊池川の支流である合志川の河川改修の着実な推進を図られること。

【熊本市中心部（白川右岸銀座橋付近）と北区龍田陳内（リバーサイドニュータウン）】

①　白川改修事業の着実な推進について

○　白川の河川改修については、平成 15 年度より、熊本市中心部の八城橋から竜神橋までの区間を「緊急対策特定区間」に設定され、当面の整備目標である昭和 55 年８月及び平成２年７月の出水規模の流量 2,000 ㎥／秒を安全に流下できる堤防の整備、橋梁の改築等が行われている。

■白川改修事業の進捗状況（平成 24 年３月現在）

	区間（延長）	進捗率
国管理区間	河口　～小磧橋（17.3km）	
うち「緊急対策特定区間」	八城橋～竜神橋（10.5km）	67％ ※

※「緊急対策特定区間」の中の堤防整備に必要な区間のうち堤防整備が完了した区間の比率を算出したもの

②　白川改修未着手区間の新規事業化について

○　竜神橋から上流の河川改修未着手区間については、北区龍田陳内地区をはじめとし甚大な浸水被害が発生したことから、今回の大雨に必要な流下能力を確保できるよう国と県で協議し、早急に河川改修事業の着手を行うこと。

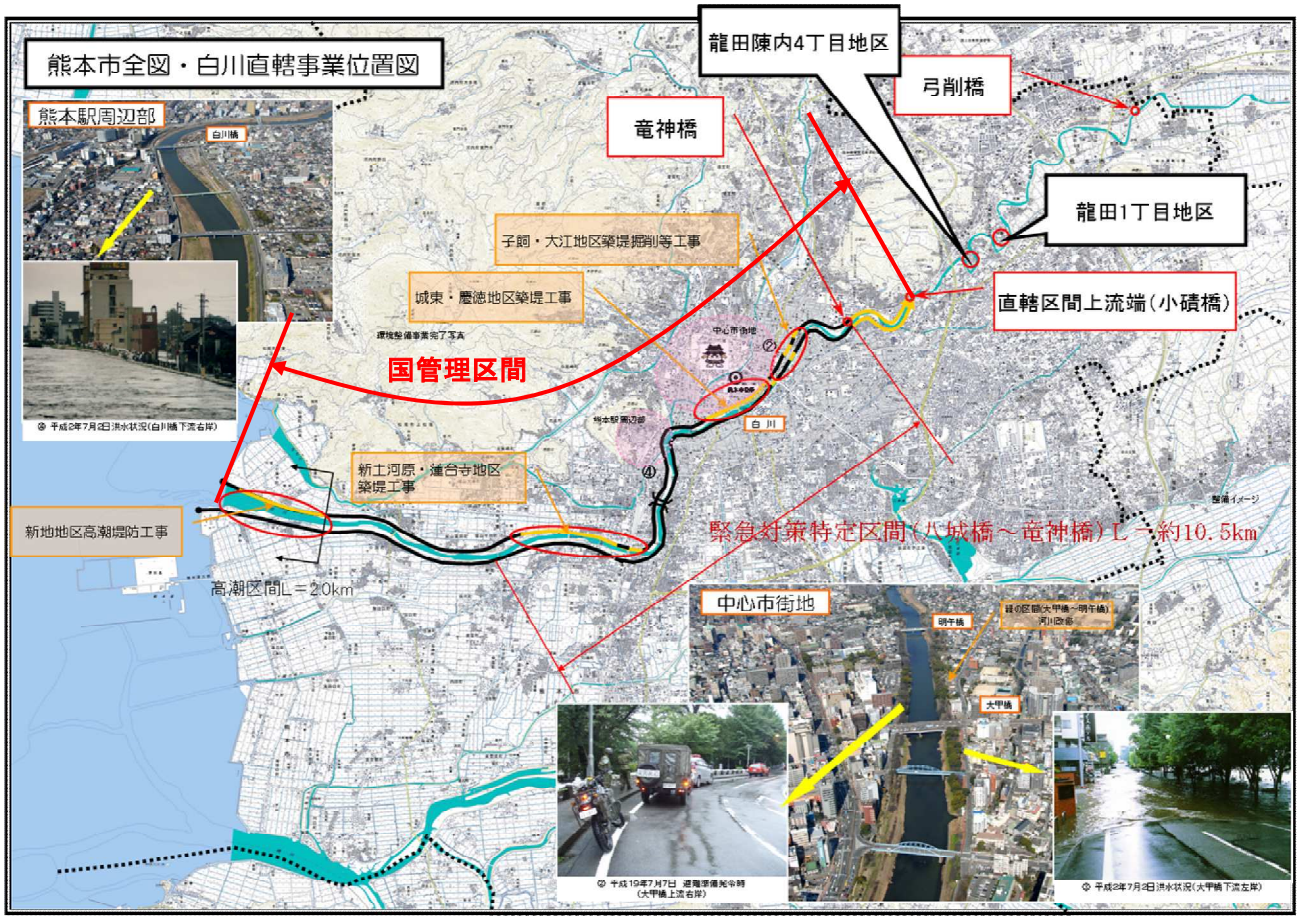

③　立野ダム建設事業の促進について

○　治水専用ダムである「立野ダム」の建設事業については、「白川水系河川整備計画」（平成 14 年７月）において、平成２年７月洪水と同程度の洪水による被害を軽減することを目的とした事業として位置づけられており、関連する用地買収、家屋移転補償がほぼ完了、次の段階であるダム本体工事の着手に向けた取り組みが待たれている。

○　「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中間とりまとめに基づく立野ダムの検証については、一日も早い検討を実施され、当該ダム事業の継続と本体工事の早期着手に向けた事業促進を図られること。

※「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を２回開催
（平成 23 年１月、10 月）

白川流域図

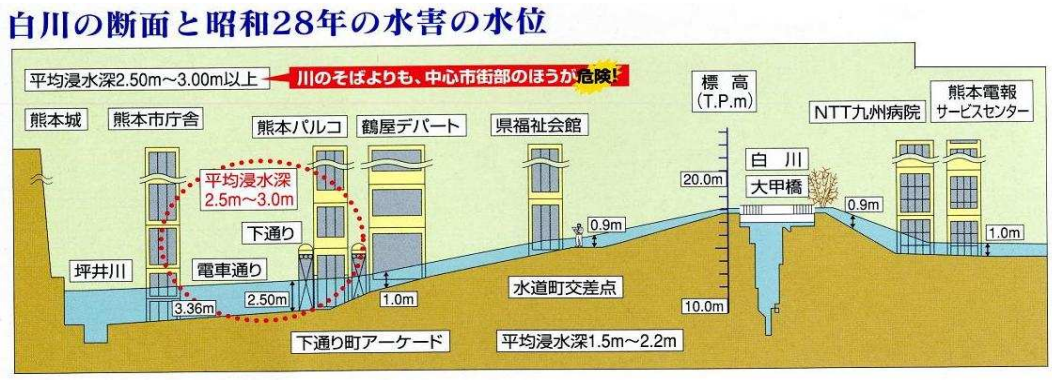

④　菊池川改修事業の着実な推進について

○　菊池川の支流である合志川の河川改修の着実な推進を図られること。また、堆積土砂掘削及び樹木伐採等の維持補修事業の早期着手をお願いしたい。

（３）情報伝達・収集体制の強化

①　情報伝達について

○　避難勧告・避難指示の発令にあたっては、正確な情報に基づく的確かつ迅速な判断が必要である。かねて国、県をはじめ関係機関との情報共有の体制を構築してきたところであるが、今回の災害を踏まえ、情報の収集に関する連携協力を強化するとともに、伝達において情報の混乱や遅延といった事態が生じないよう、万全を期すこと。

②　情報収集について

○　治水安全度を向上するには、既存堤防の嵩上げや河床掘削などのハード対策を行うと同時に、上流部の状況把握を迅速かつ的確に行うため、テレメータ機器や監視カメラの増設による監視体制の強化や住民への周知などのソフト対策を行う必要がある。
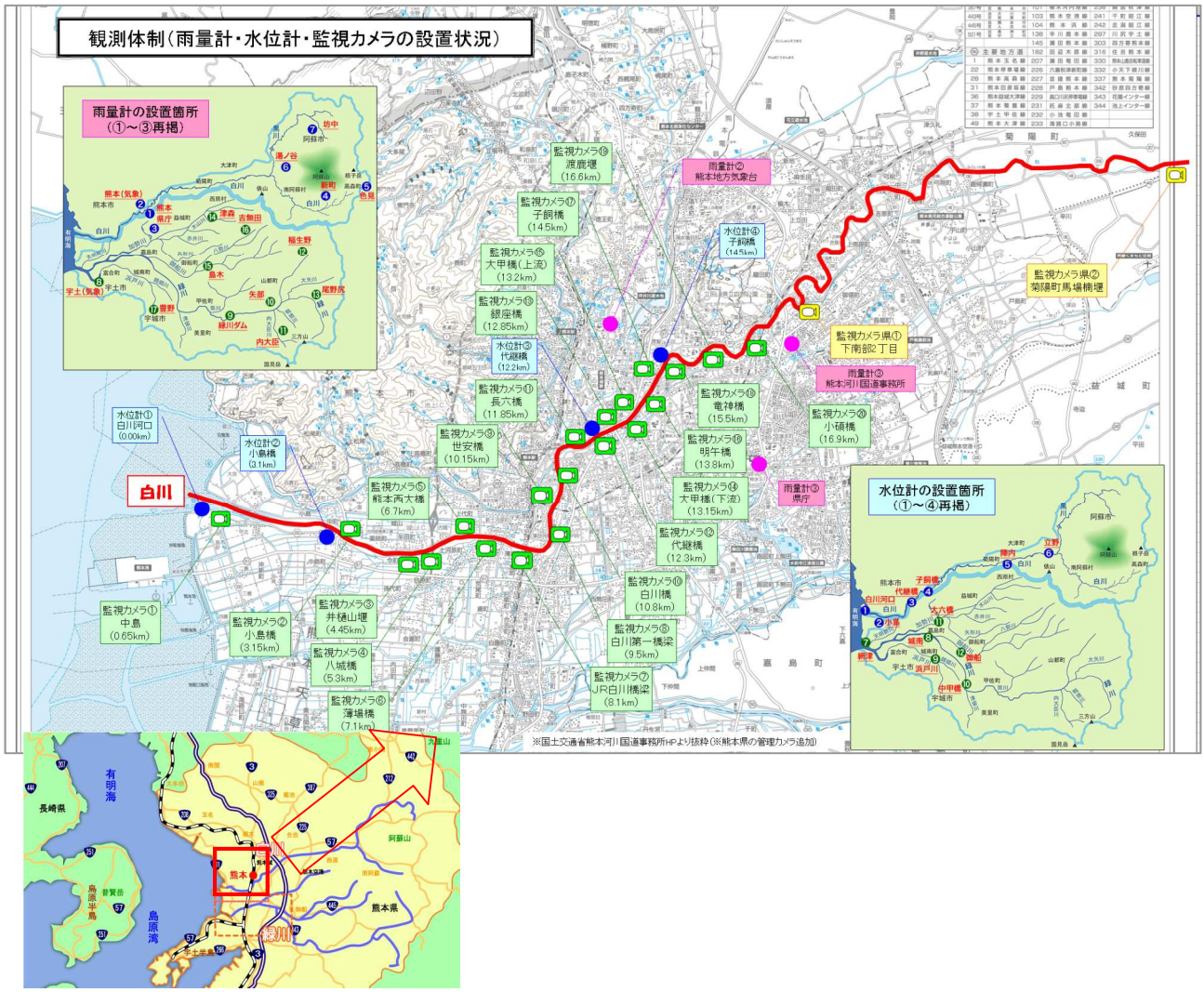
【白川ライブカメラ設置箇所】